

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 照会回答集

県No.	質問内容	回答	
1	用語の定義	「(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」の中で、③濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等が助成対象として挙げられています。「濃厚接触者」の定義はどのようなもので、どういった方法で確認することを想定されていますか。	濃厚接触者は保健所の判断となります。
2	用語の定義	濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所…とあるが、この濃厚接触者は、利用者のみをさし、職員や利用者家族等は含まれないのか また、対応したとは、サービス提供をさすことでよいか	いずれもお見込みのとおりです。
3	対象事業所	補助対象事業所に「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)」と、「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)」とありますが、これらの「特定施設入居者生活介護」事業所という理解でよろしいですか。それとも、「特定施設入居者生活介護」に該当しない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サ付住宅も補助対象なのでしょうか。	お見込みのとおり、特定施設でなくても対象となります。
4	対象事業所	みなし指定により居宅療養管理指導事業所となっている医療機関・薬局のうち、実質的にまったく介護報酬の請求を行っていない医療機関・薬局についても対象事業所となるのか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
5	対象事業所	② 実施要項3(1)④の感染症の発症者や濃厚接触者がいない通所系事業所が訪問サービスを実施する場合については、自主休業をした場合のみ事業の対象となるのか。もしくは、通常営業に加え訪問サービスを提供した場合も対象となるのか。	実施要項3(1)④については、通常のデイサービスの一部を訪問に切り替えた場合も対象となります。
6	対象事業所	濃厚接触者ではなく、感染が疑われる者(例えば、発熱が続き、PCR検査の結果、陰性であった者)に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等は対象外とならないのか。	発熱のみでは対象とならない。3(1)に該当する場合のみとなる。
7	対象事業所	補助対象事業所の訪問系対象事業所に介護予防支援がありませんが、対象に含めてよいでしょうか。	別添1の※1のとおり、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとする
8	対象事業所	連携先事業所が応援職員を派遣し、感染症発生事業所が最終的に当該人件費を負担する場合、基本的には実施要綱3の(1)の②が対象事業所になるが、申請に重複がなければ、実施要綱3の(2)も対象事業所になると考えてよいか	感染症発生事業所が応援職員の人件費等を負担した場合は、3(1)②で申請することとなる。
9	対象事業所	休業事業所と連携した事業所について、休業事業所と同一法人の事業所が連携した場合は対象外となるのか。	同一法人如何にかかわらず対象となる。
10	対象経費	○他の国庫補助金等で措置されているものに対する補助について 他の補助金における事業所の自己負担部分にこの事業の補助を充てることは出来ないという理解でよろしいか。 (例)他の補助金で衛生用品を購入し2分の1の補助を受けている場合に、自己負担部分の残り2分の1に本事業の補助を充てることが可能か。	原則他の補助金で補助を受けている場合の自己負担部分に本事業を充てることはできない。
11	対象経費	対象経費は「当該感染者・濃厚接触者」に対応した分のみであり、その他の利用者に使用する者は対象外でしょうか？ 若しくは事業所全体で、例示いただきましたすべての経費が対象となるのでしょうか？	事業所が本事業の要件に当てはまる場合は、当該施設の職員全体が事業の対象となります。
12	対象経費	かかり増し経費とは、通常支援に必要なものを除き、濃厚接触者や罹患者が発生した後、対応するための経費のみをさすのか。	実施要綱の3(1)にあるように、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行います。
13	対象経費	感染者が発生した介護老人福祉施設に併設する短期入所施設で、PCR検査は陰性であったが経過観察のため期間を延長して利用した場合、介護計画上の必要ではなく感染防止を目的としたものであるため、施設利用にかかる経費を当該助成の対象とすることはできるか。	経過観察期間中でも基本は介護報酬での対応となりますが、感染が発覚した場合や濃厚接触者が判明した場合は本事業により、当該入所者の対応によりかかり増し経費を対象とすることが可能です。
14	対象経費	同事業における補助対象経費のうち、「(割増)賃金・手当」とは、割増分のみが補助対象ということか。それとも、従前から勤務するスタッフの人件費についても、補助対象となるのか。	割増分以外にも新たに雇用する場合の人件費も対象となる。従前から勤務する職員の人件費は介護報酬での対応が基本となるが、本事業で特別手当などを補助対象とすることができる。
15	対象経費	実施要綱3(1)の介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業及び実施要綱3(2)の介護サービス事業所等との連携支援事業について、対象費用の(割増)賃金、手当の範囲についてご教示ください。 ・新たに雇用した職員でなくても、割増賃金を含めた賃金総額について、補助対象としてよろしいでしょうか。 例:A施設でクラスターが発生し、B施設から応援職員を派遣。B施設の応援職員の賃金について、割増賃金を含めた賃金総額をA施設が負担することとなった場合に、賃金総額を補助対象としてよろしいでしょうか。	対象として差し支えありません。
16	対象経費	実施要領3(1)※1「ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等」とあるが、ここには、感染者支援や感染した職員の代わりとして、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれると考えてよいか。	含まれます。
17	対象経費	実施要綱3(1)※1キで「ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等」と記載があるが、当該タブレットを使用してどのようなサービスを行うことを想定しているのか(通所系事業者が利用者宅を訪問しサービスを実施するが、効率的にサービスを行うため、訪問前にあらかじめ利用者が当該タブレットを活用して、体温等健康状態を入力しておくといったことか。)	利用者が自宅でタブレットを使用して、職員とビデオ通話により安否確認する場合等を想定している。

18	対象経費	「実施要綱3(1)通所系サービス事業所が人数を制限してサービス実施に係る費用」として、通所しない利用者宅への訪問や安否確認を行うために、ICT機器、自転車等の備品購入費を対象としているが、新型コロナに影響に伴い短期間のみ行った場合においても、備品購入費の全額を補助対象とみなすのか。	基準単価の範囲内で対象として差し支えありません。
19	対象経費	実施要綱3の(1)の(例)※1のカ、キの費用の対象になるのは、実施要綱3の(1)の①又は②の対象事業所のみであると考えてよいか。	④も対象となる。
20	対象経費	実施要綱3(1)④については、居宅訪問によるサービス提供の実施実績がなくとも、利用者からの連絡を受ける体制を整えて、サービス提供の準備までしていれば申請可能なのか。	実施要綱には居宅を訪問することが要件となっています。
21	対象経費	通所系サービスで自主的に訪問サービスを実施した事業所について、通所を休業又は縮小して、電話安否確認をした場合の、かかり増し経費についてはどうか。	電話の安否確認については介護報酬の対象となりますのでかかり増し経費の対象とはならないと考えます。
22	対象経費	訪問するための、追加人員の確保のためとあるが、報酬との兼ね合いはどうなるのか。	通所から訪問サービスに切り替えた場合に、通所施設の職員以外（ヘルパー等）の人員を確保する場合の諸謝金等がかかり増し経費になりますので、対象です。
23	対象経費	次の例1. 2は「(2)介護サービス事業所等との連携支援事業」の職員応援派遣に係る費用に該当するというところでよろしいでしょうか。 例1) 施設Aで感染症が発生し、複数職員が陽性・濃厚接触のため勤務ができず、Aが人員不足となる。同一法人内の他施設BからAに職員を派遣し、Aの事業を継続。Aへの派遣によりBで生じる人員不足に、他法人施設Cから応援派遣あり。Cに対し、Bへの派遣のための諸経費を補助する。 (発生施設A ← 同一法人施設B ← 他法人施設C) かっこ内の二重下線部分への補助	最終的に施設Aの支援につながるため対象として差し支えない。
24	対象経費	例2) 施設Dで感染症が発生。入所者のうち濃厚接触等の感染リスクのあった者はDでサービスを継続。非感染者は外部の宿泊施設Eへ移動させ、Eにてサービスを提供。Eへ他法人施設Fから応援派遣あり。Fに対し、Eへの派遣のための諸経費を補助する。 (発生施設D→ 非感染者のみ宿泊施設E ←他法人施設F) かっこ内の二重下線部分への補助	最終的にDの入所者の支援につながることから対象として差し支えない。
25	対象経費	「(2)介護サービス事業所等との連携支援事業」の中で、経費の例として「利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用」が挙げられています。どのような費用を想定し、どのような支出の証拠書類の提出であれば認められるのでしょうか。支出の証拠書類がないもの(あるいは、支出の証拠書類があっても、引き継ぎのためのみに支出されたと限定することが難しいもの)についても、認められるのでしょうか。	領収書、レシート及びこれに準ずる費用がかかったことを証明する資料により判断をお願いいたします。
26	対象経費	2)連携支援事業における職員応援派遣に係る費用について次のような場合も該当しますか。 ①連携により利用者を受け入れた場合の、既存の職員の割増賃金について。 ②応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく職員雇った場合の、派遣した職員の割増賃金及び、新しく雇った職員に係る職業紹介料や賃金について。	①、②のいずれについても対象となります。
27	基準単価	基準単価で、介護老人福祉施設等は1定員当りの単価に定員数を単純に乗じれば良いでしょうか。感染症の対応をしたフロアやユニットの定員数など、限定的に積算することになるのでしょうか。	総定員数を乗じてください。
28	対象期間	消毒費用や衛生用品購入費用などについて、感染者の発生・濃厚接触者の対応と経費の支出との前後関係をどのように確認するか。 (例えば、濃厚接触者に対応した事業所から、感染防止のためにあらかじめ購入していた衛生用品の購入費用を補助対象経費として申請された際に、どこまでが補助対象経費と認められるのか。対応の後だけか、1/15以降はすべて認められるのか)	左の例でいえば、濃厚接触者が発生した時点からのかかり増し経費となる。
29	対象期間	実施要綱3(1)①から④までの対象経費は、申請時点で既に発生済みのもののみか。仮に、申請日以降の予定経費も計上可能ななら、同(1)(例)で示されているリース費用その他の経費の対象期間はいつの分まで計上可能なのか。	事業所の申請時点で発生しているかかり増し費用について補助を行います。対象期間は令和2年度中です。
30	対象期間	対象経費について 本事業の対象経費は、年度をまたぐことになるが、令和2年1月15日以降に事業所等において支出した経費と解してよいか。その場合、従前からの備蓄していた衛生用品等を使用して対応した場合の取り扱いはどうなるのか。	本事業においては、1月15日より前に購入した場合は平常時の経費と整理し、対象とはなりません。
31	手当関係	実施要綱3(1)※1ウで介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用として、(割増)手当が挙げられているが、これは、コロナウイルスへの対応として「危険手当」等を支給した場合も対象となるのか。	危険手当等の名称にかかわらず、コロナウイルスへの対応として各種手当での支給は対象となります。
32	手当関係	通所事業所537千円など、各施設毎に補助上限単価を設定されていますが、国で設定した際の、危険手当(コロナ手当)の想定単価はどれぐらいで考えたでしょうか。	手当の水準については特段想定していません。
33	手当関係	感染症が発生した施設の介護職員が、感染のおそれがあるため帰宅せず、施設の近辺で宿泊を続ける場合の宿泊経費も補助の対象となるのか。	どの場合の宿泊経費も補助の対象となります。

34	申請回数	<p>実施要綱別添の助成額の欄に「1事業所・施設当たり1回まで助成することができる」という記載があるが、実施する事業が異なる場合は、同一事業所に複数回助成することは可能であるのか。</p> <p>例えば、(2)介護サービス事業所等との連携支援事業にて申請を行った事業所・施設が、助成を受けた後に、(1)事業を行った場合は助成することは可能であるのか。</p> <p>通所サービス事業所が、訪問サービスを実施したため、(1)④に該当し、申請を行い助成を受けた後に、コロナ感染者が発生に伴い、ア「介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用」、イ「通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用」等を行った場合は、助成することは可能であるのか。</p>	<p>実施要綱3(1)と(2)は別の事業なので両方に該当する場合は、両者の助成が可能です。後段も3(1)④の算定後に①～③に該当した場合は両者を算定可能です。</p>
35	申請回数	<p>1事業所・施設当たり1回までの助成とされているが、「(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「(2)介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を申請する場合は、1回にまとめて申請しなければならないのか。</p>	<p>(1)と(2)を実施する場合は、別の目的の事業であるため、両者を算定可能です。タイミングが同時期でない場合など必ずしも1回でまとめられない場合は分けて申請しても差し支えありません。</p>
36	申請回数	<p>1事業所当たり1回までの助成となっていますが、仮に同一施設で集団発生が複数回起きた場合、1回目の助成が上限額内であった場合、上限額まで複数回の申請が可能となるのでしょうか。</p>	<p>原則1回ですが、事業所の資金繰り等やむを得ない場合については、各事業所の基準額までは追加で申請が可能です。(2回とはカウントしない)</p> <p>なお、1回補助を受けた事業所において更に集団感染等が発生した場合については個別協議での対応を検討します。</p>
37	その他	<p>【令和3年度事業継続について】</p> <p>①継続される予定か。</p> <p>②継続される場合、令和2年度末に購入等した案件を令和3年度に申請してよいか。</p>	<p>①②未定です</p>
38	その他	<p>実施要綱3(2)の連携支援事業について県境を越える職員の応援派遣については、受入施設が所在する都道府県等に申請しても良いか。</p> <p>・また、対象経費については、「職員派遣の旅費」と書かれています。その他の(割増)賃金等も含めているという趣旨でよろしいでしょうか？</p>	<p>○本事業の補助金申請先については、当該事業所等の所在地の都道府県等となっているが、「連携支援事業」については県境を超えた職員の応援派遣を行う場合が想定される。</p> <p>この場合については、支援を受け入れた施設の所在する都道府県等に補助金の申請をすることが、自治体の事務負担や財政的な観点から合理的と考えられる。</p> <p>このことから</p> <p>①県境を越えた応援派遣を行う連携支援事業については、</p> <p>②受け入れ施設が所在する都道府県等との協議の上、当該受入施設が所在する都道府県等に補助金の申請をすることを可能とする。</p> <p>○なお、お見込みの通り旅費以外も対象となります。</p>